

## もしかして『定期購入』になっていませんか？

ネットやチラシを見て注文する通信販売には、クーリング・オフが適用されません。購入する前に、表示等をよく確認する必要があります。しかし、定期購入は表示がわかりづらく依然として多くの相談が寄せられています。

### 相談事例

1

スマホで「初回500円」というダイエットサプリメントのSNS広告を見て、サイトにアクセスした。2回目以降約4,000円の商品が毎月届く定期購入で、次回発送日の10日前までに解約の連絡をすれば、いつでも解約できるという条件を見て申し込んだ。数日後、初回商品が届き、2回目の商品が届く前に解約したいと思い販売業者に電話するが、混み合っていて繋がらない。



2

「定期縛りなし」のSNS広告を見て育毛剤を注文した。商品約1,900円はコンビニで支払った。翌月、身に覚えのない荷物が自宅ポストに届いたので受取拒否した。その後決済業者から約15,000円請求され、2回目の商品だったことが分かった。定期購入ではなく1回限りの注文だと思っていたので、納得できない。

3

チラシを見て、通常より半額の「拡大鏡」を電話で注文した。その際「目に良いサプリメントのサンプルを送る」と言われた。後日届いた請求書には、拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが約3千円と記載されていた。その後2カ月連続、同じサプリメントが届き、請求書には「1年定期」となっていた。注文した覚えはない。

## 利用時の確認



「初回500円」「定期縛りなし」「サンプル」など興味を惹かれる言葉がありますが、「最終確認画面」をよく見て確認しましょう。

## 「最終確認画面」のチェックリスト

- 定期購入が条件になっていませんか？  
（「初回特別価格」「〇カ月コース」「定期コース」などと表示されている場合は、特によく確認しましょう。）
- 継続期間や購入回数が決められていませんか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」（返品特約）、解約条件を確認しましたか？



## 未成年者の場合は以下の点も確認してください

- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
- 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？

## まとめ

分量、販売価格・対価、支払の時期・方法、引渡・提供時期、申込期間、申込の撤回、解除に関する事等の表示がなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示を行った場合、申込の意思表示を取消できることがあります。契約を取消する際の証拠となるので、「最終確認画面」の保存をしましょう。

困ったときは、消費者センターへご相談ください。

出典：国民生活センター



だれのために  
何を書く？

消費生活サポーターコーナー

## エンディングノートを考える



「エンディングノート」は、自分に何かあった場合に備えて自分に関する情報を記録するもので、「終活ノート」とも呼ばれています。公的機関や事業者が提供するもの、市販品など多種多様です。一方で、書こうとしても手が止まってしまうという声も。今回は、エンディングノートについて、ざっくばらんに考えてみました。

### エンディングノートのイメージは？ ～周りの人に聞いてみた～

まだ早いかな!?  
80歳代になったら  
書こうかしら・・・  
(60歳代)

自分の死後のこと  
についてのノート。  
終活の一つですね。  
(70歳代)

自分の希望なども書く  
遺書のようなもの  
だと思います。  
(60歳代)

書いた方がよいと思い  
つつ、書き直しが必要  
になるかもと思うとな  
かなか書けません・・・  
(80歳代)

### だれのために書く？ ～エンディングノートの講座を受けてみた～

今年に入りエンディングノートの説明を受ける機会がありました。エンディングという言葉から「自分の死後のこと」と考えていましたが、生きていても自分の意思が伝えられなくなることが起きるかもしれないという話を聞き、「なるほど」と納得しました。病気や認知症の発覚、突然の事故などは誰にでも起こる可能性があります。医療や介護、金融機関のことなど、家族も案外知らないことは多いと思います。何等かの形で自分の情報を記録しておくことは自分と家族のために大事なことだと思いました。

### 何を書く？ ～周りの人にアンケートしてみた～

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| 1 | 自分の個人情報(本籍地、写真を含む)         |
| 2 | 病気のこと(病歴、薬、延命治療、臓器提供などを含む) |
| 3 | お墓とその後(遺品整理含む)             |
| 4 | 葬儀                         |
| 5 | 保険と年金                      |
| 6 | 財産(不動産、金融商品、貴金属など)         |
| 7 | 介護のこと(希望含む)                |

周囲の人18名に書きたいと思う項目を複数回答してもらいました。

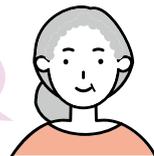
「誕生日」など  
情報を更新する日を  
決めています



PC内の資料を  
USBに保存して  
金庫に入れてます



私は5年に1度、  
きちんとした写真を  
撮っています



### やはり記録があると安心！ ～体験&エピソード～

- 実父は仕事中に倒れ、わずか3週間で他界しました。仕事の処理、車2台の廃車手続き、金融機関の手続きなど、家族とはいえ情報や事情がわからない中での片付けは、時間も手間もかかりました。その2年後、実母が突然、交通事故で亡くなりました。残された家族は悲しみの中で戸惑います。手続きで必要なものや大事なものの保管場所などは、他の家族にきちんと知らせておきたいと思います。
- 高齢の親は字を書くことが難しくなり、日によって言うことが変わるようにもなりました。家族がヒヤリングして記録をしておくことが必要だと感じています。「エンディングノートを自分も書くから一緒にどうぞ？」と親を誘い、時系列で記録にとどめておくとうい知恵を経験者から受けました。
- 記録はお金の管理などを振り返るきっかけとなり、消費者被害を防ぐ一助になるかもしれないと思いました。

商品の購入、契約などについてトラブルが起きたとき、迷ったときなどお気軽にご相談下さい！

杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み)

杉並区立消費者センター

検索